

災害時における 公益社団法人接骨師会会員柔道整復師の協力に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都柔道接骨師会南多摩支部及び多摩市接骨師会（以下「乙」という。）の間において、甲乙間の相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、多摩市内（以下「市内」という。）に次に掲げる災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲が行う災害応急対策業務に関する乙の協力に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 地震、台風等の自然災害（以下「自然災害」という。）
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃による武力攻撃災害

（協力の内容）

第2条 乙は、市内において前条に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲からの要請に基づき甲の指定する場所で、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する業務の範囲において、次に掲げる業務の協力を行うものとする。

- (1) 『骨折・脱臼・打撲・捻挫・筋挫傷の負傷者に対する応急手当。（但し、骨折・脱臼の継続手当には医師の同意が必要）』
- (2) 負傷者に対する応急手当に必要な衛生材料の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、負傷者に対する応急手当に必要な労務の提供

（協力要請の手続）

第3条 甲は、市内において第1条に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、乙の協力が必要と認められるときは、乙に対して、前条に規定する範囲で協力の依頼をするものとする。

- 2 甲は、乙に対して協力を依頼するときは、災害時における公益社団法人接骨師会会員柔道整復師の協力に関する依頼書（別記様式。以下「依頼書」という。）により乙に対して、協力依頼をするものとする。ただし、甲が緊急と認める場合は、口頭で協力を依頼し、後日、依頼書をもって処理するものとする。

（指揮命令）

第4条 乙は、第2条第3号に規定する応急手当は、医師の指示の下に行うものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供を受け、又は使用した場合は、その実費を負担するものとする。

(損害賠償)

第6条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者（以下「当該従事者」という。）が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じた場合で、次の各号に該当するときは、当該各号に定めるところにより当該従事者に損害を賠償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの補償額等の限度において、甲は、損害賠償の責を免れる。

- (1) 自然災害のとき 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定に基づき東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例による。
- (2) 武力攻撃のとき 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第43条及び第44条の規定による。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、この協定書に基づく協力の中で知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(訓練参加)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成24年6月1日から平成25年3月31日までとする。

- 2 前項に規定する期間の末日の3箇月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、期間が1年延長されたものとし、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年6月1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1

東京都多摩市

代表者 多摩市長 阿部 裕行

乙 東京都八王子市八日町5-17

公益社団法人 東京都柔道接骨師会南多摩支部

支部長 吉田 省吾

東京都多摩市唐木田1-1-1

多摩市接骨師会

代表者 会長 中沢 太

別記様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

公益社団法人 東京都柔道接骨師会南多摩支部
支部長 殿
多摩市接骨師会会長 殿

多摩市長

災害時における公益社団法人接骨師会会員柔道整復師の協力に関する依頼書

災害時における公益社団法人接骨師会会員柔道整復師の協力に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、災害応急対策に関する負傷者に対する応急手当などの協力について、下記のとおり依頼します。

記

理 由	
業 務 内 容	
日 時	平成 年 月 日 時
実 施 場 所	
そ の 他	

※ 連絡先 部 課 担当 電話